

第 4 次小城市男女共同参画プランの策定について

現行『第 3 次小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)』の計画年度の終了に伴い、次期『第 4 次小城市男女共同参画プラン』を策定する。

1. 計画策定の目的

「小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)」は、男女共同参画基本法(平成 11 年 6 月施行)第 14 条 3 項の規定に基づき、第 1 次プラン(平成 19 年度～平成 28 年度)、第 2 次プラン(平成 29 年度～令和 3 年度)を策定、現在は第 3 次プラン(令和 4 年度～令和 8 年度)を策定し、男女共同参画社会の実現に努めている。

令和 8 年度をもって、第 3 次プランの計画期間が終了することに伴い、国内外の社会情勢の変化や、これまでの市の成果や課題などの現状を踏まえ、男女共同参画社会の形成を促進するため『第 4 次小城市男女共同参画プラン』を策定する。

2. 基本的な考え方

- ① 3 次小城市総合計画(令和 8 年度～令和 17 年度)の取り組み方針との整合性を図る。
- ② 国の第 6 次基本計画及び県の第 5 次基本計画の方針や方向性に沿った計画を策定する。
- ③ 第 3 次プランの成果を踏まえて、第 4 次プランの基本目標及び施策の方向の体系を検討していく。
- ④ 小城市配偶者からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」を基本目標Ⅴに抱合し、一体のものとして策定する。
- ⑤ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を基本目標Ⅲに抱合し、一体のものとして策定する。

3. 計画の期間

令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間とする。

4. 国・県・小城市の動き

- ①国 「第6次男女共同参画基本計画策定」(令和8年度～令和12年度)
令和7年度中に策定予定
- ②県 「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」(令和3年度～令和8年度)
令和8年度中に次期計画策定予定
- ③市 「第3次小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)」(令和4年度～令和8年度)
令和8年度中に次期計画策定予定

5. 今後のスケジュール(案)

審議会	開催時期	審議内容
令和7年度 第2回	1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次プランの策定について ・市民・中学生・事業所男女共同参画に関する意識調査について
	令和8年 2月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・中学生・事業所男女共同参画に関する意識調査の実施
令和8年度 第1回	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度男女共同参画事業報告 ・令和8年度男女共同参画事業計画 ・第3次プランの進捗状況報告 ・意識調査結果(分析・考察)について ・国第6次基本計画、県第5次基本計画の施策動向について
第2回	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次プランの諮問 ・第4次プラン(案)について
第3回	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次プラン協議(前半)
第4回	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次プラン協議(後半)
第5回	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次プランの答申
	令和9年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・推進本部会議 ・議会説明(勉強会) ・パブリックコメント実施(1月～2月)
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次プラン策定